

# 郵便局広告メニュー 2021



郵便局では、日本最大級のネットワークを活かし、企業PRやプロモーションにご活用いただける広告メニューをご用意しております。広告掲出、窓口でのサンプリングなど多彩なメニューでお客様のご要望にお応えいたします。



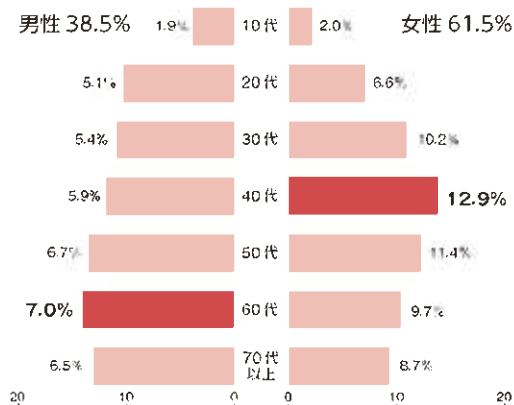
全国約20,000箇所の郵便局で広告宣伝を実施いただけます。  
 全国をターゲットとすることはもちろん、エリアや実施郵便局を指定した展開も可能な広告メディアです。

郵便局でのポスターやパンフレットの掲出をはじめ、窓口での郵便局社員からの販促物をお渡しするサンプリングや、イベントスペースのご提供など、多彩な広告メニューをご用意しています。

## 郵便局広告の4つの強み

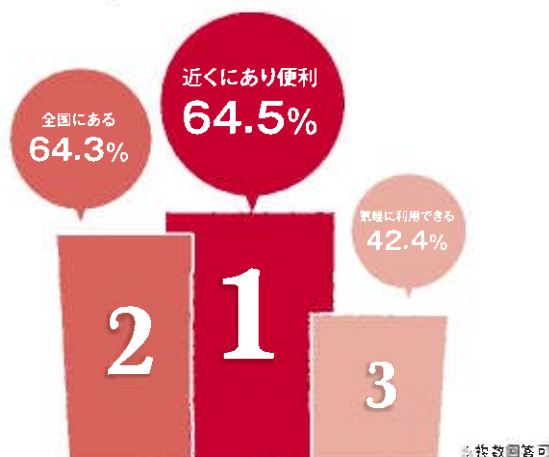
### 幅広い層へのリーチ

男性は50代、60代が多く、  
 女性は40代が最も多い。



### 地域に密着

郵便局のイメージNo.1は  
 「近くにあり便利」



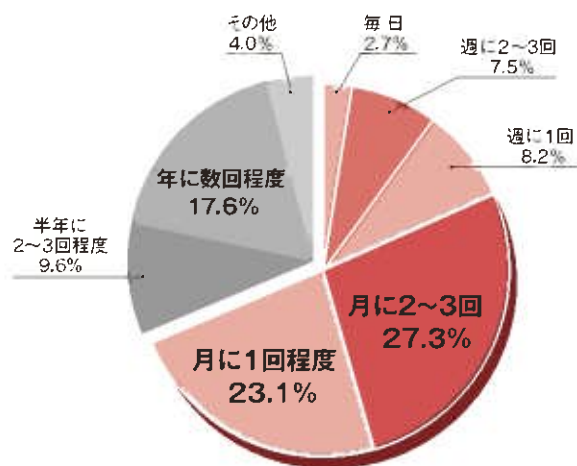
### 全国くまなく展開が可能

47都道府県1局から全国  
 約20,000局



### 高い来局頻度

約7割が月に1回以上の頻度で来局



※「2019年3月来局者調査」当社調べ（全国47都道府県 調査局70局 調査回収件数7,127件）



「専用ボード」または郵便局ロビー内の空いているスペースにポスターを掲出することができます。来局者さまの日常的な情報源として、新商品PRのほか、近隣のお店のオープン告知等、幅広くご活用ください。



## ●媒体概要

- 対象局：全国約20,000局
- 申込枠数：1局1枠～
- 掲出期間：1期2週間～(月曜開始)
- \* 掲出期間は2週間ですが、土日・休日は掲出されない場合があります。
- \* 専用ボードが設置されていない郵便局があります。

## ●規格

- 1枠あたり：B2タテ以下  
(B2サイズ:72.8×51.5cm)

## ●申込み期限

	郵便局窓口払い	請求書払い
広告物を指定納品先に一括納品	8営業日前	10営業日前
広告物を掲出する各郵便局にご持参	3営業日前	10営業日前

- \* 期限は掲出開始日から起算します。
- \* お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はP.11をご確認ください。また、お申込み前には必ずP.12郵便局広告の利用に関する重要事項をご覧ください。

## ●料金

		(税別)		
		SS局	S局	A/B局
1枠あたり /2週間	ポスター (専用ボード)	6,500円	5,500円	4,000円
	ポスター (空きスペース)	3,000円		

局区分について  
 SS局：各地の特に大規模な郵便局  
 S局：比較的大規模な郵便局  
 A局：比較的中規模な郵便局  
 B局：比較的小規模な郵便局

- \* 指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。
- \* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。
- \* 両面ポスターをガラス面に掲出する場合には、広告料を2枠分いただきます。

## ●納品

### 納品締切

- ① 指定納品先に一括納品：掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間
- ② 掲出郵便局へご持参：掲出前営業日まで

- \* 部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定納品先一括納品の場合に限ります)
- \* 掲出局が500局以上や離島の郵便局が含まれる場合、年末年始においては上記の納品締切と異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

「専用ラック」または郵便局ロビー内の空いているスペースにパンフレットやチラシを設置することができます。宣伝したい商品の特長やサービスなどをより詳細に伝えたい場合にご活用ください。ティッシュペーパーや試供品等を付けることも可能です。



[左] 5枠、[右] 16枠、その他10枠、1枠タイプの専用ラックもあります。

### ●媒体概要

対象局：全国約20,000局 掲出期間：1期2週間～(月曜開始)  
申込枠数：1局1枠～

- \* 掲出期間は2週間ですが、土日・休日は掲出されない場合があります。
- \* 専用ラックが設置されていない郵便局や、専用ラックの枠数タイプが異なる郵便局があります。

### ●規格

サイズ：A4以下(B5、A4/3つ折サイズ可) 重さ：トータル重量2kg以内  
(A4サイズ:29.7×21cm) 部数：200部以内  
厚さ：1部あたり1cm以内トータル5cm以内

- \* 1期1枠あたりの規格となります。
- \* 複数のチラシを掲出する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別包装し、広告物が分離しないようご手配願います。

### ●申込み期限

	郵便局窓口払い	請求書払い
広告物を指定納品先に一括納品	8営業日前	10営業日前
広告物を掲出する各郵便局にご持参	3営業日前	10営業日前

- \* 期限は掲出開始日から起算します。
- \* お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はP.11をご確認ください。また、お申込み前には必ずP.12郵便局広告の利用に関する重要事項をご覧ください。

### ●料金

		(税別)		
		SS局	S局	A/B局
1枠あたり /2週間	パンフレット (専用ラック)	4,000円	3,500円	3,000円
	パンフレット (空きスペース)	2,000円		

局区分について
SS局：各地の特に大規模な郵便局
S局：比較的大規模な郵便局
A局：比較的中規模な郵便局
B局：比較的小規模な郵便局

- \* 指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。
- \* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

### ●納品

#### 納品締切

- ① 指定納品先に一括納品：掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間
- ② 掲出郵便局へご持参：掲出前営業日まで

- \* 部数：掲出部数+予備分1%～5% (指定納品先一括納品の場合に限ります)
- \* 申込期間が複数期にわたる場合は、全期間分の部数を納品ください。
- \* 掲出局が500局以上や離島の郵便局が含まれる場合、年末年始においては上記の納品締切と異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

# Aラック (ポスター&パンフレットラック)

郵便局広告のご案内

※1社独占使用のみのご利用となります



ポスター1枚、パンフレット4枚のラックで1社独占して  
広告を掲出することができます。来局者さまがポスターをご覧になって、  
設置してあるパンフレットをお持ち帰りされることで、より詳細に  
PRすることが可能です。Aラックは局内ロビーで存在感を示しますので、  
貴社のPRコーナーとしてご活用ください。



**1社独占使用!  
抜群の存在感!**

## ●媒体概要

対象局 : 全国約4,700局

申込台数 : 1局1台~

掲出期間 : 1期2週間~(月曜開始)

\* 掲出期間は2週間ですが、土日・休日は掲出されない場合があります。

\* Aラックが設置されていない郵便局があります。

## ●規格

ポスター : B2タテ以下×1枚  
(B2サイズ:72.8×51.5cm)

パンフレット類 : 4枚

サイズ : A4以下(B5、A4/3つ折りサイズ可)  
(A4サイズ:29.7×21cm)

1枚あたり 重さ : トータル重量2kg以内

厚さ : 1部あたり1cm以内トータル5cm以内

部数 : 200部以内

\* パンフレット類は1期1枚あたりの規格となります。

\* 複数のチラシを掲出する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別包装し、広告物が分離しないようご手配願います。

## ●申込み期限

掲出開始日の10営業日前

\* お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はP.11をご確認ください。また、

お申込み前には必ずP.12郵便局広告の利用に関する重要事項をご覧ください。

\* 請求書払いのみ

## ●料金

(税別)

	SS局	S局	A/B局
1台あたり /2週間	25,000円	20,000円	15,000円

局区分について

SS局 : 各地の特に大規模な郵便局

S局 : 比較的大規模な郵便局

A局 : 比較的中規模な郵便局

B局 : 比較的小規模な郵便局

\* 指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

## ●納品

納品締切

① 指定納品先に一括納品 : 掲出開始日の1か月前から6営業日前までの間

② 掲出郵便局へご持参 : 掲出前営業日まで

\* 部数 : 掲出部数+予備分1%~5% (指定納品先一括納品の場合に限ります)

\* 申込期間が複数期にわたる場合は、全期間分の部数を納品ください。

\* 掲出局が500局以上や離島の郵便局が含まれる場合、年末年始においては上記の納品締切と異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。



来局されたお客さまに、郵便局の窓口で試供品、パンフレット、チラシなどの販促物をお渡しします。お客さまにしっかりとメッセージをお届けできる広告メニューです。



## ●媒体概要

- 対象局 : 全国約20,000局  
 申込個数 : 1局30個以上 合計100個以上  
 ※各郵便局の配布数は事前調整により確定します。  
 配布区分 : (1)全来局者 (2)男女別 (3)見た目年齢  
 配布期間 : 1期2週間 ※各局無くなり次第配布終了  
 \* 配布開始日は任意の日を指定できます。  
 \* 配布は窓口営業日のみ実施します。

## ●規格

- 内容 : 試供品やパンフレット、チラシ及びこれに類するもの  
 サイズ : 1個あたりA4以下  
 厚さ : 1個あたり1.5cm以下  
 重さ : 1個あたり150g以下

- \* 缶類は大きさや重量によって応相談。  
 \* 複数のチラシ等(試供品等を含む)を配布する場合には、ホチキス留めをするかPP袋等で個別包装し、配布物が分離しないようご手配願います。  
 \* 試供品等は、危険物や壊れやすい形状・材質のものは避け、賞味期限・消費期限に余裕があり、常温配布可能なものに限りませ

## ●申込み期限

- 実施開始日の10営業日前  
 \* 配布局数によって、上記の申込み期限が異なる場合があります。  
 \* お申込み前に広告内容の審査が必要です。詳細はP.11をご確認ください。  
 また、お申込み前には必ずP.12郵便局広告の利用に関する重要事項をご覧ください。  
 \* 請求書払いのみ

## ●料金

全来局者		(税別)	
配布総数／ 2週間	10,000個 未満	100,000個 未満	100,000個 以上
配布単価	50円／個	40円／個	30円／個

- \* 指定納品先一括納品をご希望の場合は、指定納品先までの送料及び郵便局までの梱包・発送費がかかります。  
 \* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

## ●配布指定

(①②両方も可)

- ① 男女別 : 左記料金にプラス10円/個  
 ② 見た目年齢 : 左記料金にプラス10円/個  
 ※年齢や性別は配布する郵便局社員の判断となります。

## ●納品

納品締切

- ① 指定納品先一括納品 : 実施開始日の1か月前から6営業日前までの間  
 ② 実施郵便局へご持参 : 実施開始前営業日まで  
 ③ 広告主さまから直接  
 実施郵便局に送付 : 実施開始2営業日前まで

- \* 部数 : 配布部数+予備分1%~5% (指定納品先一括納品の場合に限ります)  
 \* 掲出局が500局以上や離島の郵便局が含まれる場合、年末年始においては上記の納品締切と異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

## ●注意事項

- ① 配布は2週間以内に配布し、各局無くなり次第配布終了いたします。郵便局の状況や時期により一時的に配布を中断する場合があります。来局者数の変動により若干数配布しきれない場合があります。  
 ② 配布終了後も配布期間満了までは、同じ郵便局でのサンプリングをお受けできません。  
 ③ センシティブな内容、または表現がある広告物は、サンプリングでお受けできない場合があります。

郵便局ロビー内等のスペースを、商品PRや展示販売、サービス紹介の場としてご利用いただけます。郵便局の来局者さまの待ち時間をビジネスチャンスに変えることが可能です。

## ご利用メニュー一例 展示・装飾、試供品配布、商品PR、説明会・講習会など



試食イベント



商品PR販売イベント



説明会イベント

### ●媒体概要

対象局 : 全国約16,000局  
 申込日数 : 1局1日～

### ●規格

6.6㎡以下  
 なお利用可能なスペースは、郵便局によって異なります。

### ●申込み期限

実施開始日の15営業日前

- \* 広告審査や実施局との調整により、上記の申込み期限が異なる場合があります。
- \* 請求書払いのみ

### ●料金

	(税別)		
	SS局	S局	A/B局
1局あたり /1日	30,000円	20,000円	10,000円

局区分について

- SS局 : 各地の特に大規模な郵便局
- S局 : 比較的大規模な郵便局
- A局 : 比較的中規模な郵便局
- B局 : 比較的小規模な郵便局

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

### ●注意事項

- 郵便局主催のイベントと重複した場合など、郵便局の事情によりイベントスペースのお申込みをお受けできない場合があります。
- イベントスペースのご利用にあたっては、「郵便局イベントスペース利用規約」(P17～)についてもご確認ください。

※感染症対策として実施できない期間があります。

郵便局の壁面や懸垂幕などに屋外広告を掲出できます。  
郵便局の来局者さまだけでなく、周辺に勤務されている方やお住まいの方、ご通行中の方など多くの方々の目に触れる広告メニューです。

**統一規格の広告物で複数の郵便局へ掲出も可能です。**



※画像は掲出イメージです。



### ●媒体概要

対象局 : 全国約300局  
掲出期間 : 1期2週間～(月曜開始)

### ●規格・料金

掲出郵便局によって異なります。  
詳しくはJPコミュニケーションズ株式会社Web  
サイトから各郵便局の媒体資料をご確認ください。  
※お申込み方法・納品期限等、詳しくはお問い合わせください。

### ●進行スケジュール



※スケジュールは自治体の申請期間、製作施工期間、案件内容、実施時期等により異なります。

### ●注意事項

- 自治体によっては屋外広告条例に基づく申請等が必要です。
- 広告の施工設置、維持管理、撤去(強風等の天候により、広告物落下等の第三者への被害発生のおそれがある場合の一時撤去を含みます)、自治体への申請は広告主さまに実施いただけます。なお、費用は広告主さまのご負担となります。
- 郵便局の一時閉鎖または改修工事等が生じた場合には、広告を撤去していただく場合があります。
- 設置が原因で発生した損害については、広告主さまのご負担によりご対応いただけます。
- 意匠変更については応相談。



全国の郵便局の郵便窓口や時間外窓口の料金を表示するモニターに静止画を表示します。



## 郵便窓口

※複数台設置されている郵便局もあります。



※郵便局社員が特定の操作を行う場合に広告画面が縮小することがあります。

## ●媒体概要

- 対象局 : 全国約20,000局
- 設置台数 : 全国約25,000台  
※窓口端末機の配備台数は状況等により増減する場合もあります。
- 表示期間 : 1期2週間(月曜開始)
- 表示回数 : 1台あたり1表示15秒 1日:240回 / 2週間:2,400回  
※月曜～金曜日の1日8時間換算
- 表示時間 : 各郵便局の郵便窓口営業時間中  
※郵便局によって営業時間は異なります。
- 申込枠数 : 1枠～4枠(都道府県単位～全国一括)

## ●規格

- [ 静止画 ] ファイル形式 : JPG、PNG
- フレームサイズ : 横400 × 縦550px
- ファイルサイズ : 100KB以下

## ●申込み期限

放映開始日の15営業日前

## ●料金

(税別)

	都道府県別	全国一括
1枠あたり /2週間	90,000～3,270,000円	15,000,000円

- \* 都道府県によって料金が異なります(詳しくはJPコミュニケーションズ株式会社Webサイトをご確認ください)。
- \* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

## ●入稿

放映開始の12営業日前までにJPコミュニケーションズ株式会社へデータ入稿

## ●ローテーションイメージ

8枠の内4枠を広告枠として販売しております。



郵便局で使用する現金納入袋、切手・はがき袋、記帳マット、はがきホルダーに広告を掲出できます。

### 【現金納入袋】

郵便局窓口で設置・配布されている封筒です。表面に広告を入れることができ、来局者さまの手元に届く広告掲出が可能です。



### 【切手・はがき袋】

窓口で切手や収入印紙・はがき等を購入した際に、入れる袋です。表面に広告を入れることができ、来局者さまの手元に届く広告掲出が可能です。



### 【記帳マット】

来局者さまが書類等を記入する記帳台に設置するマットです。各種書類の記入時に、来局者さまへの訴求が図れます。



### 【はがきホルダー】

郵便局窓口で設置・配布するはがき、切手、領収書等の整理に利用できるホルダーです。



## ●媒体概要・規格

対象局：全国約20,000局 掲出期間：1期26週間(月曜開始)

広告メニュー	申込数量	サイズ	材質	広告掲載場所・面積
現金納入袋	1,000部以上 100部単位～	タテ19.7cm × ヨコ11.9cm (のりしろ部分を含みます。)	晒クラフト60g以上	片面・表面積の 25%以内
切手・はがき袋	1,000部以上 100部単位～	大サイズ：タテ26.0cm × ヨコ16.0cm 小サイズ：タテ18.5cm × ヨコ12.5cm	ポリエチレン 0.02mm以上	片面・表面積の 25%以内
記帳マット	1枚～	タテ29.8cm × ヨコ44.8cm × 厚さ1.0cm	マット部：ゴム 表面：軟質塩化ビニール または同等品以上	片面・表面積の 30%以内
はがきホルダー	5,000部以上 500部単位～	タテ15.5cm × ヨコ20.5cm	発泡PE 0.2mm厚 または同等品以上	片面・表面積の 50%以内

\* お申込み方法・期限・料金等、詳しくはお問い合わせください。  
\* お申込み前には必ずP.12郵便局広告の利用に関する重要事項をご覧ください。

## ●納品

媒体によって納品方法が異なります。

### 【現金納入袋、切手・はがき袋、記帳マット】納品締切

指定納品先一括納品：掲出開始日の1か月前から6営業日までの間

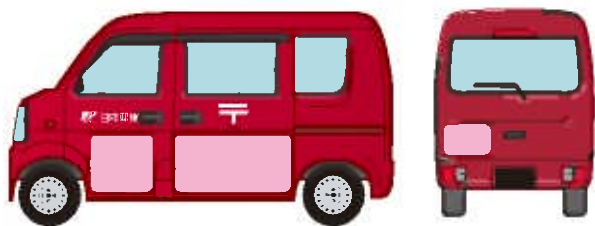
\* 指定納品先までの送料は広告主さまのご負担となります。\* 指定納品先への納品方法等の詳細はお問い合わせください。  
\* 掲出局が500局以上や離島の郵便局が含まれる場合、年末年始においては上記の納品締切と異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

### 【はがきホルダー】納品締切

- ① 掲出郵便局へご持参：掲出開始前営業日まで
- ② 広告主さまから直接掲出郵便局に送付：掲出開始2営業日前まで

## 郵便車広告 (試行実施中)

ポスト収集に回る郵便車両に  
広告を掲出できます。



\* スケジュールは案件内容、実施時期により異なります。  
\* 詳しくは、お問い合わせください(掲出場所、エリア等)。

### ●媒体概要

対象局 : 青葉郵便局(神奈川県)  
申込台数 : 5台  
掲出期間 : 1期4週間(月曜開始)

### ●料金

(税別)

郵便車広告	5台/4週間	1,000,000円(製作施工費含む)
-------	--------	---------------------

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。

## はこぼす

荷物や郵便物を受け取り・差し出すことができる  
郵便局のロッカー(はこぼす)に広告を掲出できます。

### ●媒体概要

対象局 : 浅草郵便局・渋谷郵便局・豊島郵便局  
掲出期間 : 12週間～

\* スケジュールは掲出郵便局によって異なります。  
\* 詳しくは、お問い合わせください。



### ●規格

[浅草郵便局] 2列 : 横1,000mm × 縦1,710mm (制作/横970mm × 縦1,665mm)  
[渋谷郵便局] 2列 : 横1,000mm × 縦1,710mm (制作/横970mm × 縦1,665mm)  
[豊島郵便局] 3列 : 横1,500mm × 縦1,710mm (制作/横1,468mm × 縦1,665mm)

### ●料金

(税別)

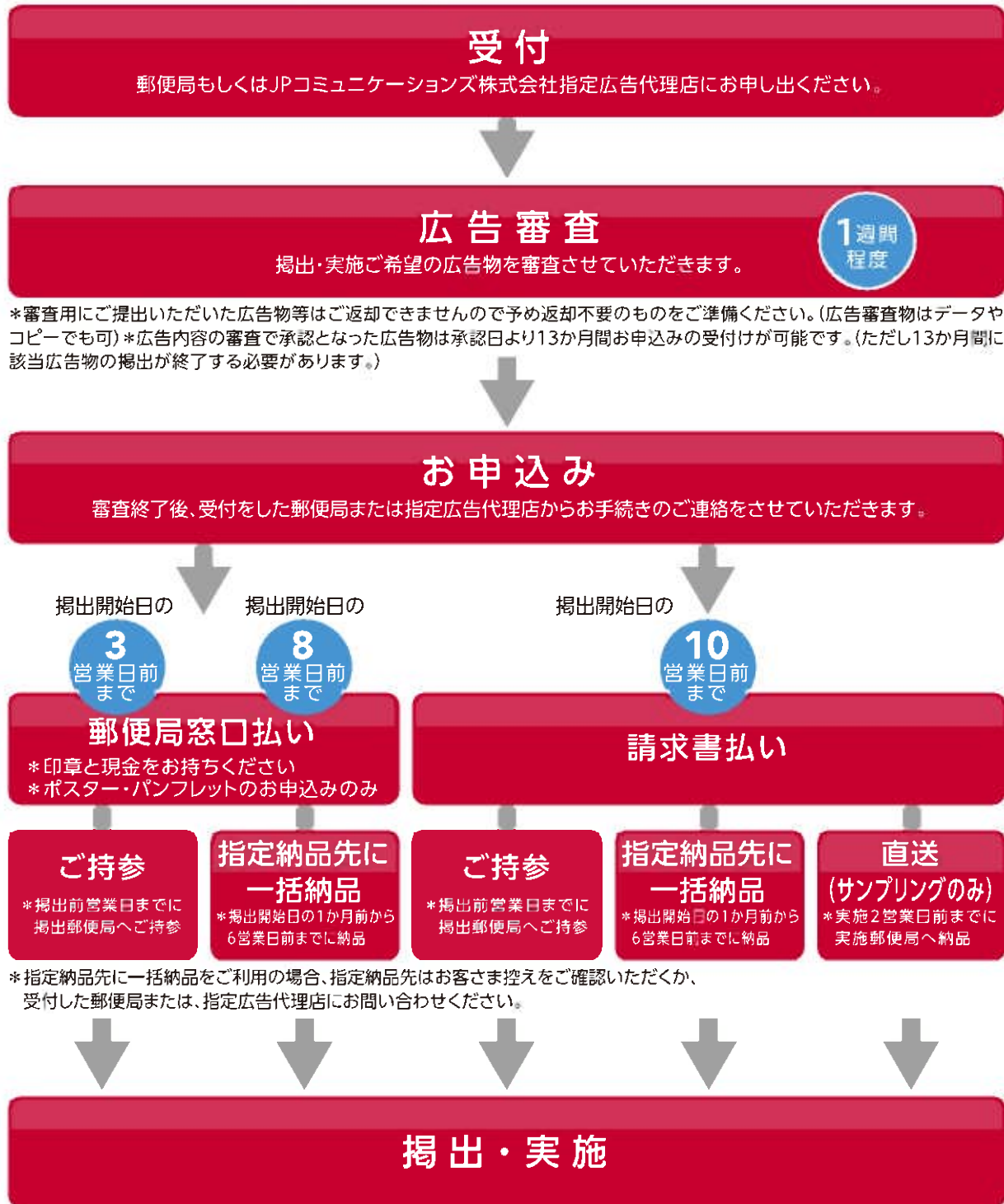
掲出期間	浅草郵便局	渋谷郵便局	豊島郵便局
12週間	290,000円	310,000円	410,000円
24週間	430,000円	480,000円	660,000円
36週間	560,000円	620,000円	870,000円
48週間	670,000円	750,000円	1,060,000円

\* お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。



郵便局広告の受付から掲出・実施までの流れをご説明します。

受付から掲出・実施までは、3週間程度となります。\*ポスター・パンフレット・Aラック・サンプリングに限ります。



掲出期間を延長したい場合は

掲出終了の**10営業日前<sup>※1</sup>まで**にお申込みの郵便局または指定広告代理店にお申し出ください。

※1 広告料金のお支払い方法、広告物の納品方法により、日数が短縮できる場合があります。

\* その他のメニューや指定広告代理店についてはJPコミュニケーションズ株式会社のWebサイト(<https://www.jp-comm.jp/>)をご覧ください。

\* 営業日は、土日、休日、年末年始(12月31日~1月3日)以外となります。

\* 詳しいお申込みの内容、お支払い方法については、お近くの郵便局もしくはJPコミュニケーションズ株式会社または、指定広告代理店にお問い合わせください。

※記載情報は2021年4月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

以下の点をご了承ください。なお、詳しくは「郵便局広告取扱規約」(広告メニューごとの規約「イベントスペース利用規約」等を含む。以下「規約」といいます。)をご覧ください。

- 郵便局広告は、原則として法人またはこれに準ずる団体若しくは個人事業者を対象としたサービスです。
- 審査の結果、広告内容により、内容をご修正いただく場合や、お受けできない場合があります。その場合において、お客さまにおける広告物の校正・製作等の費用をJPコミュニケーションズ株式会社が負担することはお受けいたしかねます。
- 郵便局でのお申込み後は、JPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店に取り次がれ、お客さまとJPコミュニケーションズ株式会社またはJPコミュニケーションズ指定広告代理店との間で契約が成立します。
- 広告代理店さまが広告主さまの依頼を受けてお申込みになられる場合は、当該広告代理店さまを契約者さまとして取り扱わせていただきます。
- お申込み後のキャンセルは、キャンセル料として広告料の全額を申し受けます。
- 納品締切までに広告物を納品いただけない場合は、ご希望日に掲出できない場合があります。なお、掲出できなかった期間分の広告料は返金いたしません。
- 掲出日・掲出局は、郵便局の状況等により、ご希望に添えない場合があります。
- 広告物は来局者さまが視認できる場所に掲出いたしますが、掲出位置を指定することはお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の意匠変更または契約内容の変更はお受けいたしかねます。
- 掲出期間中の残数報告や社員による広告物の補充はお受けいたしかねます。
- 期間終了後の広告物の撤去は、原則として、JPコミュニケーションズ株式会社が行い、広告物の保管や返却はお受けいたしかねます。
- 広告内容についてはお客さま(契約者さま)が全責任を持ち、広告に起因する苦情・紛争等については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社は一切の責任を負いかねます。
- 広告物の瑕疵、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社の責に帰さない第三者による盗難、汚損または天災等の不測の事態等による広告物の損害については、JPコミュニケーションズ株式会社及び日本郵便株式会社では一切の責任を負いかねます。
- 天災等、郵便局の状況等により、掲出期間中であっても、広告掲出ができない場合があります。
- 以下の場合には、掲出期間中であっても、催告なしに契約を解約し、広告物を撤去いたします。また、広告料の全額を違約金として申し受けます。
  - ・ 広告主さまが「規約」に違反したとき
  - ・ 広告主さまが反社会的勢力の関係者と判明したとき
  - ・ 法令等により広告掲出を禁止されたとき
  - ・ 郵便局の業務上支障が生じたとき
- 詳細は郵便局広告メニュー及び「規約」をご確認ください。「規約」が契約の内容になりますので、同規約に同意の上、広告掲出をお申込みください。なお、「規約」の内容は、民法及び同規約の規定に従って、変更される場合があります。

# よくある質問

広告主さまから寄せられるよくあるご質問をご紹介します。  
全国の郵便局への広告展開をご検討されている場合は、  
JPコミュニケーションズ株式会社へお問い合わせください。

## 受付

### Q. どの郵便局で広告が出せますか？

A. 全国約20,000局で広告の掲出が可能です。ただし簡易郵便局や一部お取扱いのない郵便局もありますので、詳しくはJPコミュニケーションズ株式会社のWebサイトでご確認いただくか、お問い合わせください。  
(<https://www.jp-comm.jp/service06.html>)

### Q. 手続きはどこでできますか？

A. 簡易郵便局を除く全国の郵便局と、JPコミュニケーションズ指定広告代理店で手続きが可能です。

### Q. 広告を出したい郵便局でそれぞれ手続きをする必要がありますか？

A. 1か所の郵便局で全局分の手続きができます。  
簡易郵便局を除く全国の郵便局のほか、指定広告代理店でも手続きが可能です。

### Q. 広告を出すまでにどの程度時間がかかりますか？

A. 受付から広告審査期間を含めて、約3週間かかります。

## 広告審査

### Q. 広告審査にあたり、注意点はありますか？

A. 郵便局は公共性が高いため、一定の基準を設けております。関連法令等を遵守していただくことはもとより、公共の場にふさわしくない表現等として判断された場合には、ご修正いただくか、お取扱できない場合があります。広告物の修正をお願いする可能性がありますので、広告物の製作は審査終了後にお願いいたします。

### Q. 広告審査で承認された広告物に有効期限はありますか？

A. 有効期限は、広告審査の承認日から13か月後までです。有効期間内に広告物の掲出が終了するようお申込みください。  
なお、広告物の内容が変わる場合や、サンプリングについては、お申込み毎に広告審査が必要です。

## 申込みと広告料金の支払い

### Q. ポスター（パンフレット）の申込みの際に必要なものはありますか？

A. 広告料金のお支払い方法により異なりますが、郵便局の窓口でお支払いの場合は、印章と現金をお持ちいただき、請求書払いの場合は、郵便局もしくは指定広告代理店へのお申し出のみで結構です。  
(請求書払いの場合は印章、現金は必要ありません) いずれも、その際に掲出をご希望の郵便局、期間等をお伝えください。

### Q. 広告料金はどのように支払えばいいですか？

A. 郵便局窓口でのお支払いと請求書払いでのお支払いの2種類の方法があります。  
ただし、郵便局窓口でのお支払いが可能なメニューは、ポスター、パンフレットに限られますので、ご注意ください。



## 広告物の納品

- Q. 広告物は掲出するすべての郵便局に持っていく必要がありますか？**
- A.** 広告物は、広告主さまが掲出・実施郵便局へ直接ご持参いただく方法、指定納品先へ一括納品いただく方法、サンプリングに関してのみ広告主さまが実施郵便局へ直接お送りいただく方法の3種類あります。
- Q. パンフレットの掲出期間中に追加補充はできますか？**
- A.** 掲出郵便局に持参し、広告主さまご自身で補充作業を行う場合に限り、初回納品分と合わせて1期1枚あたりの規格の範囲内であれば可能です。郵送での納品や、指定納品先への一括納品による追加補充はお受けできません。

## 掲出・実施

- Q. 持込みラックを使ってパンフレットを掲出することはできますか？**
- A.** パンフレット(空スペース)をお申込みの場合、持込みラックを使用して掲出することが可能です。使用できる持込みラックは、卓上型かつ、A4サイズ程度、高さ40cmまで、組み立て不要のものに限りませんが、事前の広告審査が必要です。また、期間終了後の持込みラックの保管や返却はお受けできません。
- Q. 郵便局の屋外でイベントを実施することはできますか？**
- A.** 一部の郵便局を除き、屋外でイベントを実施することはできません。なお、屋外のイベントスペースを利用する場合でも、郵便局の敷地外に行列、のぼり等が出てしまう状態では実施できません。各郵便局でのイベントスペースは、JPコミュニケーションズ株式会社のWebサイト(<https://www.jp-comm.jp/>)で確認、またはお問い合わせください。
- Q. イベントスペースは「6.6㎡以下」と記されていますが、局内に看板やのぼりを設置するスペースを含みますか？**
- A.** 設置スペースを含めて「6.6㎡以下」となります。
- Q. 掲出を継続したい場合、どうすればいいですか？**
- A.** お申込みいただいた郵便局、もしくは指定広告代理店にて継続のお申込みを承りますので、掲出期間終了の10営業日前までにご相談ください。なお、他の広告主さまのお申込みが入っていたり、広告審査の有効期限等、継続掲出ができない場合がありますので、予めご了承ください。

## その他

- Q. 指定広告代理店とはなんですか？**
- A.** JPコミュニケーションズ株式会社と契約し、郵便局広告のサービスを販売・提供する代理店のことです。JPコミュニケーションズ株式会社Webサイトで、指定広告代理店一覧が確認できます。  
(<https://www.jp-comm.jp/service08.html>)
- Q. 郵便局にポスターが貼ってある様子を撮影して、自社のパンフレットやHPに利用できますか？**
- A.** 郵便局広告の実施状況に関する二次利用はできません。
- Q. 広告料金の見積りをいただくことはできますか？**
- A.** 郵便局、もしくは指定広告代理店までお申し出ください。また、JPコミュニケーションズ株式会社Webサイトにて広告料金のシミュレーションも可能です。  
(<https://www.jp-comm.jp/simulation.html>)

## 郵便局広告取扱規約

2021年4月1日改定  
J P コミュニケーションズ株式会社

### (目的)

第1条 本規約は、J P コミュニケーションズ株式会社(以下「会社」といいます。))が、日本郵便株式会社との許諾を得て郵便局社屋等における広告物の掲出又は掲出場所の提供を行うにあたり、当該取引に関する基本的な条件その他必要な事項を定めるものです。

### (用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 郵便局広告 郵便局社屋等において広告物の掲出・撤去又は掲出場所の提供を行うサービスをいいます。
- (2) 広告物 特定の情報を公衆に示すことにより、知得した者の態度や行動に影響を与えることを目的とした表現物等(ポスター、パンフレット類、商品見本、イベント、屋外広告物、広告映像等)の種類及び形態を問いません。をいいます。
- (3) 掲出 掲出、配布、実施、設置又は表示その他これらに類する行為をいいます。
- (4) 撤去 撤去及び処分並びに掲出場所の原状回復その他これらに類する行為をいいます。
- (5) 申込者 郵便局広告の申込みを行う広告主又は広告主から依頼を受けて郵便局広告の申込みを行う広告代理店をいいます。申込者は原則として法人又はこれに準ずる団体若しくは個人事業者に限ります。
- (6) 日本郵政グループ各社 会社 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び当該子会社・関連会社をいいます。
- (7) 指定広告代理店 会社と契約し、郵便局広告を提供できる広告代理店をいいます。
- (8) 受付局 会社から委託を受けて審査・申込み等の受け付けを行う郵便局をいいます。
- (9) 掲出局 会社から委託を受けて広告物の掲出・撤去等を行う郵便局をいいます。
- (10) 営業日 広告物を掲出する郵便局の営業日に関わらず、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日)並びに年末年始(12月31日から1月3日)を除いた日をいいます。

### (郵便局広告メニュー)

第3条 郵便局広告の種類は、次のとおりとします。

- (1) ポスター 郵便局内の壁面又はポスターボード等にポスター等を掲出するサービスその他これに類するもの
  - (2) パンフレット 郵便局内の卓上又はパンフレットラック等にパンフレット類(パンフレット、カタログ、リーフレット又はチラシ等)を掲出するサービスその他これに類するもの
  - (3) Aラック(ポスター&パンフレットラック) 郵便局内のAラックを占有してポスター等及びパンフレット類を掲出するサービスその他これに類するもの
  - (4) サンプリング 郵便局内で郵便局社員が、配布物(パンフレット類又は商品見本等)を来局者又は郵便局社員等に配布するサービスその他これに類するもの
  - (5) イベントスペース 申込者が実施するイベント又は展示等のために郵便局内外のイベントスペースを提供するサービスその他これに類するもの
  - (6) フィルムポスター 郵便局のガラス面にフィルムポスターを掲出するサービスその他これに類するもの
  - (7) 郵便窓口料金モニター 郵便局内に設置された郵便窓口料金モニターに広告映像を表示するサービスその他これに類するもの
  - (8) 屋外広告 申込者が設置する屋外広告物(壁面広告、懸垂幕又は看板広告等)のために郵便局の外壁等を提供するサービスその他これに類するもの
  - (9) その他会社が別に定めるもの
- 2 前項各号における広告物の規格・掲出方法及び郵便局広告の取扱条件・提供価格その他郵便局広告に関する規格条件等は、会社が定めます。

### (適用範囲)

- 第4条 郵便局広告の取扱いは、本規約(本規約に附随する各種規定を含みます。以下同じ。))の定めるところによるものとし、申込者は本規約の内容に同意し、これを遵守するものとし、
- 1 申込者と指定広告代理店との契約に基づく郵便局広告の取扱については、指定広告代理店の取扱規約の定めるところに従うものとし、
  - 2 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

### (規約の変更)

第5条 本規約は、申込者の同意を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づいて変更することができるものとします。この場合、会社は、会社のホームページ上で本規約を変更する旨、変更適用日及び変更後の内容を当該変更適用日までに周知するものとし、変更適用後も申込者が本サービスの利用を継続した場合には、申込者は本規約の変更内容に合意したものとみなされ、会社と申込者との間では、本規約の変更後の内容が契約内容となるものとします。

### (広告取扱基準)

- 第6条 掲出を行う広告物の内容等に関する基準は、会社が定めます。
- 1 会社は、広告物の全部又は一部の内容が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。
  - (1) 広告責任の所在が不明瞭なもの
  - (2) 広告内容が事実と異なるもの又は不明瞭なもの
  - (3) 特定の個人又は団体等を誹謗し、名誉若しくは信用を傷つけ、又はプライバシーを侵害する等、特定の個人又は団体等の権利利益を損なうもの
  - (4) 民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、傷病、職業、学歴、年齢、思想信条等で特定の個人又は団体等を不当に差別するもの

- (5) 犯罪、暴力、売春、麻薬等を肯定、示唆、助長又は美化し、社会的秩序を乱すもの
- (6) 詐欺的なものや悪質商法等、公衆に不利益を及ぼすもの
- (7) 詐悪、残忍又は偏激的な表現により、知得した者に恐怖心や不安感、不快感を起させるもの
- (8) 非科学的な根拠等により、人心を惑わせ、又は知得した者に恐怖心や不安感、不快感を起させるもの
- (9) 露骨で卑猥な性表現等風紀上好ましくない表現やセクシャルハラスメントにあたる表現を含むもの
- (10) 過度に射幸心や投機心をあおるもの又は過度に享乐的な内容のもの
- (11) 青少年の健全な育成を妨げるもの
- (12) 広告関連法規に抵触するもの
- (13) 国際法規に違反し、又は国家間の信義を損なうもの
- (14) 虚偽又は誇大な表現により公衆に誤認を与えるもの
- (15) 他人の肖像、氏名、談話、著作物等を無断で使用しているもの
- (16) 広告内容に係争中の事実を含むもの
- (17) 広告内容が社会的に糾弾されている事実を取り扱っている等、掲出に対する社会的なコンセンサスが得られないもの
- (18) 特定の政治活動又は布教活動のためにするもの
- (19) 思想信条等において、中立的立場を欠くと判断されるもの
- (20) 取り扱うことにより会社又は郵便局若しくは郵便局社員等の生命、身体、財産、名誉等に危険が及ぶもの
- (21) 日本郵政グループ各社に無断で日本郵政グループ各社の登録商標やロゴを使用し、又は日本郵政グループ各社が主権、共催、後援、協賛等している旨の表現を無断で用いているもの
- (22) 事実と異なり、日本郵政グループ各社が特定の商品や広告内容を支持、推奨、保証しているかのような表現を用いているもの
- (23) 日本郵政グループ各社の業務を妨害し、又は業務に支障を生じさせるもの
- (24) 日本郵政グループ各社の事務事業と競合する業種又は商品・サービスに関するもの
- (25) 日本郵政グループ各社の施策やキャンペーンと矛盾する又は混同されるもの
- (26) 郵便局内外の品位や美観を損なわせ、又は安全で良好な環境維持を妨げるもの
- (27) その他会社が不適当と認めたもの

3 会社は、申込者が、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合には、広告物の掲出又は掲出場所の提供を行いません。

- (1) 実態が不明瞭又は運営体制等に懸念がある者
- (2) 暴力団等反社会的勢力又はそれらと関係を有する者その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (3) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- (4) 日本郵政グループ各社との取引において重大な事由により取引停止となった者
- (5) 日本郵政グループ各社又は指定広告代理店との取引において債務不履行となった者
- (6) 法令違反、公序良俗違反その他社会的信用失墜行為を犯した者
- (7) その他前項各号の基準に照らして不適当と会社が認めた者

### (広告物の広告審査)

- 第7条 申込者は、次条の申込みに先立ち、広告物案その他会社が指定する資料(以下「広告物案」といいます。))を直接又は受付局を通じて会社に提出し、広告審査を受けることとします。ただし、過去に審査で承認された広告物案により、当該審査結果の有効期間内に、直接又は同一の受付局を通じて申込みを行う場合はこの限りではありません。
- 1 会社は、広告物案について第3条第2項の規格条件等及び前条各項の広告取扱基準に照らして違反や不適当等がないかを審査し、審査結果を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。なお、申込者は、会社が広告物案について必要に応じてその業務の範囲内で複製すること、法令、裁判所の決定又は命令及び行政官庁に要請された場合は、その要請の範囲内で要請機関へ開示すること、審査上等の理由で確認が必要と会社で判断した場合は、その理由の範囲内で行政機関等の専門機関に広告物案を提出し、照会する場合があることを予め了承するものとします。
  - 2 前項の審査において非承認となった場合、これにより生じた申込者の損害については、会社は何らの責任も負わないものとします。また、承認となった場合であっても、申込者は、当該承認通知が、広告物案が法令等に照らして問題ないものと会社が保証するものではないことを予め了承するものとします。
  - 3 会社は、審査結果について、申込者に対して、その承認又は非承認の理由を明示する義務を負わず、又、広告物案の校正及び返却は行いません。
  - 4 審査結果の有効期間は、会社が定める期間とします。ただし、広告物案を変更して申込みを行う場合又は広告物に關して会社と第三者との間で紛争等が生じた場合その他会社が必要と認めた場合には、再度審査を受けるものとします。

### (郵便局広告の申込み)

- 第8条 郵便局広告の申込みは、申込者が、審査結果の有効期間内に、会社が指定する期限(第2条第10号に定める「営業日」に基づきます。以下同じ。))までに、会社所定の申込書を直接又は受付局を通じて会社に提出することにより行うものとします。
- 1 会社は、前項の申込内容について掲出局の状況、取扱条件及び提供価格その他の事情に照らし支障がないことを確認し、当該申込みを承諾した場合には、その旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知します。ただし、受付局での申込みと同時に広告料(第17条で定義します。以下同じ。))が支払われた場合には、当該広告料の受領をもって当該申込みを承諾したものとみなします。
  - 2 申込者は、第1項の申込みにあたり、郵便局広告の提供上、会社による広告物の企画制作、配送又は掲出撤去に係る施工その他附帯業務(以下「附帯業務」といいます。))が生じる場合には、会社に附帯業務を依頼するものとし、会社と申込者は、当該依頼と第1項の申込みとを合わせて一の申込みとして取り扱うものとします。この場合において、会社が必要と判断したときは、会社は申込者に対して、附帯業務に係る業務委託契約書を締結するよう求めることができるものとします。



4 本条の規定にかかわらず、会社は、受付局での申込み時に申込者の承諾を得た上で、当該申込みを受付局から指定広告代理店に取り次ぐことができます。

#### 【契約の成立】

第9条 郵便局広告の提供に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、本規約の定めるところにより、申込者が直接又は受付局を通じて会社に申込みを行い、会社がこれを承諾する旨を直接又は受付局を通じて申込者に通知したとき、又は受付局での申込みと同時に広告料を支払い、会社がこれを受領したときに会社と申込者との間で成立するものとします。

2 前項にかかわらず、前条第4項の規定により申込みが指定広告代理店に取り次がれた場合には、申込者と指定広告代理店との間で郵便局広告の提供に関する契約が成立するものとします。

#### 【契約の解約】

第10条 会社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、申込者への催告等向うの手続を要さずに本契約の全部又は一部を解約し、掲出中の広告物を撤去することができるものとします。

- (1) 日本郵便株式会社より広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
- (2) 法令等により広告物の掲出を禁止されたとき又は広告物の撤去を命ぜられたとき
- (3) 申込者が、会社が承諾した内容（広告物、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時及び掲出方法等）と異なる内容で広告物の納品又は掲出を行ったとき
- (4) 申込者が第8条第2項の承諾を得ることなく広告物の納品又は掲出を行ったとき又は行おうとしたとき
- (5) 広告物の内容又は申込者が第6条各項に抵触する、又は抵触するおそれがあるとき
- (6) 広告物に関して会社と第三者との間で紛争等が生じ、相当の期間を経ても申込者による紛争等の解決が図られないとき
- (7) 申込者が会社に対して申し出た内容に虚偽があったとき
- (8) 申込者に広告料を支払う意思又は能力がないと認められる相当の理由があるとき
- (9) 申込者が本規約の各条項又は本契約に違反したとき
- (10) その他特に必要が生じたとき

2 申込者は、会社に本契約の解約の申し出をし、会社がこれを承諾した場合に限り、本契約を中途解約することができます。

3 第1項第2号から第9号及び前項の規定により本契約が解約された場合には、会社は、申込者に対して解約に伴う何らの責任（損害賠償、損失補償、慰謝料その他名目の如何を問いません。）も負わないものとし、申込者は広告料の全額を違約金として会社が指定する期日までに会社に支払うものとします。ただし、この場合において、第18条の規定により申込者が既に広告料を支払っているときは、これを違約金として扱うものとし、申込者は会社に対して、支払済みの広告料の返還を求められないものとします。

4 第1項第1号又は第10号の規定により本契約が解約された場合には、申込者と会社が協議をもって協議し、必要な措置を講じるものとします。

#### 【広告物・契約内容の変更】

第11条 本契約の成立後は、広告物の変更（形態、意匠、表現、内容又は企画その他一切の変更を含みます。）又は契約内容の変更（申込者 郵便局広告の種類、掲出局、掲出場所、掲出期間・日時又は掲出方法その他一切の変更を含みます。）をすることはできないものとします。ただし、申込者の申し出に対して、会社が特に認めた場合はこの限りではありません。

#### 【掲出局・掲出期間】

第12条 掲出局及び掲出期間・日時は、会社が定める取扱条件に基づき、本契約において取り決めるものとします。

- 2 会社は、掲出局が非営業日のときは、掲出期間内であっても広告物の掲出を行わない場合があります。申込者は予めこれを了承するものとします。
- 3 掲出期間は、審査結果の有効期間内に限るものとします。

#### 【広告物の納品・管理】

第13条 審査承認された広告物の納品は、申込者が自己の責任と負担により、会社が指定する期間内に、掲出局に持参することにより、又は会社所定の物流倉庫に一括納品することにより行うものとし、物流倉庫に納品された場合には、会社が、当該広告物を掲出局に配達するものとし、また、申込者による掲出局への直接配達又は物流倉庫への期間外納品については、会社が特に認める場合を除き、これを行ってはならないものとします。

2 申込者は、広告物の掲出局又は物流倉庫への納品後に、会社に対して広告物の残数報告、追加納品又は補充作業を求められないものとし、会社は申込者に対して、これらの義務を負わないものとします。ただし、申込者が事前に掲出局への持参による広告物の補充を申し出て、会社が特に認めた場合には、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担により、これを行うことができます。

3 広告物の納品後から掲出期間終了（継続申込みの場合は当該延長期間終了）までの間、会社の責に帰すべき事由により、広告物の滅失、毀損、盗難、紛失等（以下「毀損等」といいます。）が生じた場合には、会社は申込者に対して、申込者が直接被った実損害額（間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として毀損等が生じたことが明らかな広告物数に相当する額とします。）に限り、賠償するものとします。ただし、広告物の取崩、第三者による盗難・汚損又は天災等の不測の事態等による広告物の損害については、会社及び日本郵便株式会社は何らの責任も負わないものとします。

#### 【広告物の掲出】

第14条 広告物の掲出は、会社が行います。ただし、本契約に基づいて、会社が掲出場所を提供して申込者が自ら広告物の掲出を行う場合には、事前に掲出局と打合せの上、会社が指定する日時に、申込者が自己の責任と負担によりこれを行うものとします。

- 2 掲出局における広告物の掲出場所は、会社が指定する場所とします。掲出場所は掲出局の事情等により変更になる場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。
- 3 前項の掲出場所において、広告物の前に障害物が置かれ視認できない等、掲出の目的が達成されていないと認められる場合には、申込者は会社に対してその旨を申し出て是正を求める

ものとし、自ら障害物の排除、掲出場所の変更等を行ってはならないものとします。なお、申込者は、本項の規定が、申込者に対して申込者が希望する掲出の効果を保証するものではなく、申込者が会社に対して、広告物が視認できるように必要な措置を講じる限度で是正を求めることのできる旨を定めたものであることを了承するものとします。

4 第3条第1項第4号の掲出については、掲出局の事情等により、本契約で定められた掲出期間内に、申し込まれた全ての配布物を配布しきれない場合があり、申込者は予めこれを了承するものとします。

5 掲出期間中（継続申込みの場合は当該延長期間を含みます）、会社の責に帰すべき事由により、広告物の未掲出、誤掲出、掲出不能等（以下「未掲出等」といいます。）が生じた場合には、会社は申込者に対して、広告料を上限として、申込者が直接被った実損害額（間接損害、信頼利益に対する損害及び機会費用等を含みません。原則として未掲出等が生じたことが明らかな掲出場所数及び掲出期間に相当する額とします。）に限り、賠償するものとします。

#### 【広告物の撤去・処分】

第15条 会社は、掲出期間終了後（継続申込みの場合は当該延長期間終了後）、広告物の残数にかかわらず、広告物の撤去（第2条第4号に定める処分等の実施を含みます。）を行います。ただし、前条において申込者が広告物の掲出を行った場合には、会社が指定する期日までに、申込者が自己の責任と負担によりこれを行うものとします。

2 前項の規定にかかわらず、申込者に第10条第1項各号に該当する事由が認められる場合には、会社は申込者に対して、広告物の撤去を求めることができるものとし、申込者は、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行うものとします。

3 会社は、申込者が前二項の広告物の撤去を当該期日までに行わないときは、申込者への催告等向うの手続を要しないで、申込者の負担によりこれを行わせるものとします。

4 申込者は、第1項で会社が撤去を行う場合において、事前に広告物の回収を申し出て、会社が特に認めた場合には、会社が指定する期日までに、自己の責任と負担によりこれを行うことができます。

#### 【継続申込み】

第16条 掲出期間中、会社が指定する期限までに、申込者が会社に対して郵便局広告の継続申込みを行い、申込者と会社との間で新たに郵便局広告の提供に関する契約が成立した場合には、掲出期間を延長することができます。ただし、継続申込みは次の各号の要件をいずれも満たす場合に限り、受け付けるものとします。

- (1) 提供中の郵便局広告が第3条第1項第1号から第3号のいずれかであること
- (2) 直接又は同一の受付局を通じて申込みが行われること
- (3) 新たに行われる第9条による契約の申込み方法が、提供中の郵便局広告に係る契約の申込み方法と同一であること
- (4) 掲出中の広告物と比較して、継続申込みをした郵便局広告の意匠・表現に変更がないこと
- (5) 延長後の掲出期間の最終日が審査結果の有効期間内であること
- (6) 掲出局の追加及び変更が生じないこと（掲出局への持参は可とします。）
- (7) 広告物の物流倉庫への追加納品が生じないこと（掲出局への持参は可とします。）

2 申込者は、前項の継続申込みにおいて、他の申込者の申込みにより、申込者が希望する掲出期間での掲出延長を行えない場合があることを予め了承するものとします。

#### 【広告料】

第17条 本契約の契約金額（第8条第3項の附帯業務に係る費用を含みます。以下「広告料」といいます。）は、会社が定める提供価格に基づき、本契約において取り決めるものとします。なお、前条の規定により掲出期間が延長された場合は、当該延長期間に相当する広告料を加算します。

#### 【広告料等の支払い】

第18条 申込者は、広告料等を、会社が発行する請求書に基づき、会社が指定する期日までに、会社所定の口座宛に払い込む方法により、又は受付局での申込み時に現金で支払う方法により一括で支払うものとします。なお、払込手数料は申込者が負担するものとします。

2 申込者が前項の支払期日までに広告料等を支払わなかった場合には、会社は申込者に対して、支払期日の翌日から支払済みの日（同日を含みます。）までの間につき、支払遅延金額に年率6%を乗じて算出した遅延損害金を請求することができます。この遅延損害金の算出方法は、1年365日とすると日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てます。ただし、遅延損害金の額が100円未満の場合には、申込者は会社に対して、遅延損害金を支払うことを要しないものとします。

#### 【損害賠償・苦情等対応】

第19条 広告物に関する一切の責任は、申込者が負うものとします。

2 申込者（業務委託先等を含みます。以下本項において同じ。）は、掲出された広告物の内容又はその広告物を通じて販売した商品若しくは提供したサービス、その他申込者による勧誘・宣伝行為に関し、会社（日本郵政グループ各社を含みます。以下本項において同じ。）又は第三者に損害を与えないものとし、万が一、会社又は第三者に損害を与えた場合には、これにより会社が被った一切の損害（会社が直接の損害を被った場合に限りならず、会社が第三者から受けた苦情に起因して被った損害を含みますが、これらの場合に限りません。）を賠償するものとします。また、掲出された広告物の内容に関し、会社が第三者から苦情を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、申込者の責任と負担において解決するものとし、申込者は会社に一切の負担を掛けないものとします。

#### 【免責事項】

第20条 会社は、次のいずれかの事由により広告物の掲出を行えない場合には、掲出期間内であっても、当該事由が解消されるまでの間、会社の判断により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わないことができるものとします。

- (1) 天災等不可抗力、法令等による撤去命令、第三者による掲出阻害、物流上の支障、不測の事態その他会社の責に帰すことができない事由により広告物の掲出を行えない場合
- (2) 申込者による広告物の納品が遅れた場合、申込者が制作した広告物に瑕疵があった場合、申



# 規約 郵便局広告取扱規約 郵便局イベントスペース利用規約

込者による掲出方法に瑕疵があった場合、その他申込者の責に帰する事由により広告物の掲出を行えない場合

- 3) 掲出局が閉鎖又は一時閉鎖した場合、掲出局の事情により掲出場所の確保が困難になった場合、その他日本郵便株式会社の命令により広告物の掲出を行えない場合
- 2 前項第1号又は第2号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、会社は申込者に広告物の掲出を行えなかった期間に対応する広告料等の払戻し又は減額を行わず、又、申込者に対して何らの責任も負わないものとし、前項第3号により広告物の掲出又は掲出場所の提供を行わない場合には、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。
- 3 会社は、広告物の掲出により、広告対象となっている商品・サービスの売上等が向上すること、広告対象となっている団体又は個人の知名度等が上昇すること、広告対象が社会的な批判の対象とならないこと、広告内容が広く世に伝わること、その他申込者が希望する掲出の効果が得られることを何ら保証するものではなく、申込者は、これを了承の上、申込みを行うものとする。

## 【第三者への委託】

第2.1条 会社は、郵便局広告の提供に係る業務の一部を第三者に委託することができるものとし、申込者は予めこれを了承するものとする。

## 【権利義務の譲渡等の禁止】

第2.2条 申込者は、本規約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならないものとする。

## 【商標等の使用禁止】

第2.3条 申込者は、許可なく日本郵政グループ各社の商号・登録商標、ロゴ、その他日本郵政グループ各社を表示する文字及び記号について、自ら使用し、又は第三者をして使用させてはならないものとする。

## 【二次利用の禁止】

第2.4条 本規約に基づく広告審査、契約の締結、広告掲出、その他会社のあらゆる行為は、申込者及び広告物に対し、本規約上認められる権利以外に、いかなる意味においても一切の信用、代理権、知的財産権その他の有形又は無形の権利又は利益を付与するものではありません。申込者は、本規約に基づく広告実施の前後にかかわらず、自己の信用を確立する目的又は本規約上認められる権利以外の何らかの権利若しくは利益の存在を推知させる目的で、郵便局広告の実施状況・実施した事実等について、webサイト・チラシ、ダイレクトメール、その他の手段を問わず、自ら表示・発信し、又は第三者をして表示・発信させてはならないものとする。

## 【法令遵守・権利処理】

第2.5条 申込者は、広告の内容又はその広告を通して販売する商品若しくは提供するサービス、その他申込者による勧誘・宣伝行為に関し、関係する法律・規則及び公正競争規約並びに業界団体等が定めた自主規制がある場合は、これらを遵守します。

- 2 申込者は、第三者の著作権、特許権、商標権、プライバシー、パブリシティ権、その他の権利を侵害することのないよう、自己の責任と負担により一切の権利処理を行うものとする。また、行政庁及び自主規制団体等の許認可等の手続が必要とされる場合には、自己の責任と負担により当該手続を行うものとする。

## 【届出事項】

第2.6条 申込者は、本規約の期間中、申込み時に会社に届け出た申込者情報（氏名又は名称、居所又は住所及び連絡先、その他会社の定める事項）に変更があった場合は、直ちに会社へ通知しなければならないものとする。

2 会社が申込者に対して行う通知又は催告は、申込者から届出のあった居所又は住所に宛てて発することにより行うものとし、当該通知又は催告が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

## 【秘密情報等】

第2.7条 申込者及び会社は、本規約に基づいて知り得た相手方の秘密情報（営業上、技術上の事実又は資料その他情報等）を、相手方の予めの書面による同意なく第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、法令、裁判所の決定又は命令及び行政官庁の要請により必要とされる場合は、必要とされる範囲かつ要請等をされた機関に対する限りで開示することができるものとする。

2 会社は、本規約に基づいて取得した申込者の情報を適切に管理するとともに、郵便局広告の品質向上及び提案のために会社・日本郵便株式会社及び指定広告代理店と共同利用するものとし、申込者は予めこれを了承するものとする。

## 【分譲可能性】

第2.8条 本規約又は本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項又はその一部を除いた部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

## 【存続条項】

第2.9条 第1.0条第3項及び第4項、第1.9条、第2.3条、第2.4条、第2.7条、本条並びに次条の規定は、本規約が解除、期間満了、その他事由のいかなるを問わず終了した後も、なお効力を有するものとする。

## 【準拠法及び管轄裁判所】

第3.0条 本規約の準拠法は日本法のみとし、本規約及び本契約の規定は日本法に従って解釈され、執行されるものとする。

- 2 本規約に関して申込者と会社との間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

## 【協議事項】

第3.1条 本規約及び本契約に定めのない事項並びに本規約又は本契約の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と会社が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

## 郵便局イベントスペース利用規約

2020年4月1日制定  
J P コミュニケーションズ株式会社

### 【総則】

第1条 本規約は、郵便局広告取扱規約第3条第1項第5号「イベントスペース」について、同条第2項に基づき、その条件を定めるものです。なお、本規約で用いられる用語は、本規約において特に定義されない限り、郵便局広告取扱規約と同じ定義によるものとします。

- 2 郵便局広告取扱規約で定める「広告」、「広告掲出」及び「広告掲出に係る料金（広告料）」は、イベントスペースに関してはそれぞれ「イベント」、「イベントスペースの利用」及び「イベントスペースの利用に係る料金（広告料）」と読み替えます。
- 3 イベントの主催者は申込者とし、イベントに関する一切の責任は申込者が負うものとする。

### 【イベントの内容及び範囲】

第2条 イベントは、申込者が開催を希望する郵便局（以下「実施郵便局」といいます。）において、会社が申込者にイベントスペースの提供を行う方法により実施されるものとする（以下、このようにして実施されるイベントを「本イベント」といいます）。

- 2 申込者は、会社が承認した日時及びスペースにおいて、広告宣伝を目的とした展示・装飾、サンプリング、展示販売、説明会・講習会等のイベントを開催することができるものとし、会社に対し、イベントスペースの利用に係る料金を支払います。
- 3 イベント実施10営業日前から、イベントの告知ポスター又はパンフレットのいずれかを実施郵便局で掲出することができます。ただし、実施郵便局の都合上、掲出できない場合もございます。イベントの告知ポスター又はパンフレットの規格条件等については、郵便局広告の規格に準じます。
- 4 郵便局広告取扱規約第9条第1項に従ってイベントスペースの利用に関する契約が成立した後は、本イベントを実施しない（開催時間に遅刻する場合や開催時間内に途中退場する場合を含みます。場合でも、それが会社の都合による場合を除き、広告料金の返金はしません（天候不良等による場合や申込者の都合による場合を含みます）。

### 【広告審査・調整】

第3条 申込者は、郵便局広告取扱規約第7条に関して、次に掲げる資料を自己の負担により用意の上、会社に提出し、会社の承認を得るものとする。なお、イベント内容によっては、内容をご修正いただく場合や、申込みを承諾できない場合があります。また、承認後のイベント内容の追加・変更等はできません。

### 【審査提出資料一覧】

- ① 広告審査依頼書（所定の様式にご記入ください。）
- ② 郵便局イベントスペース利用企画書（所定の様式にご記入ください。）
- ③ イベントスペース事前チェックシート
- ④ 当日使用するツール・持込物品（当日使用するパンフレット・ポスター等の掲出物、のぼり・看板・配布物品その他持込物品・機材等をいいます。）の画像
- ⑤ 事前告知物（新聞折込、ホスティングチラシ、自社HPやSNS、他社の広告媒体に掲載するものを含む。）

※上記の他、審査上、会社が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

※審査用にて提出いただいた資料等の返却はできません。

2 審査承認後、指定広告代理店が、実施郵便局に対し、本イベントに関する下記事項（以下まとめて、「イベント内容」という。）の説明を行い、承諾を取り付けます。広告主は、指定広告代理店からイベント内容に関する問い合わせ等があった場合、速やかに対応ください。

- ・実施郵便局
- ・イベント実施場所（原則、郵便局窓口ロビー内（風除室を含み、A T M周辺、ゆうちょ銀行併設局の貯金エリアを除く）のみとし、屋外スペースは不可（媒体化（HP等で公開）されているものを除く））
- ・イベント実施日時
- ・貸出希望物品・電源等（郵便局により希望に添えない場合があり、電源の貸出を希望する場合は使用電力量・電源効率、必要な事項をお伝えください。）
- ・イベント目的・企画内容
- ・タイムスケジュール
- ・使用ツール・持込物品（当日使用するパンフレット・ポスター等の掲出物、のぼり・看板・配布物品その他持込物品・機材等）
- ・事前告知物（他社の広告媒体に掲載するものを含みます。）
- ・当日配置される担当者（人数等の情報）
- ・イベント及びイベントで動機する予定の商品、サービスに関する問い合わせ先（イベントの前夜を通して連絡可能なもの。）
- ・その他イベント実施における必要事項

### 【イベントスペース利用上の注意事項】

第4条 申込者は、本イベントを開催するに当たり、以下の義務を負うものとする。申込者が本イベントに係る業務を第三者に委託する場合は、当該委託先に対して申込者が負う義務と同等の義務を課すとともに、当該委託先の一切の行為について、会社に対し、連帯してその責任を負うものとする。

### 【全体】

- (1) 実施郵便局の施設管理上の指示に従ってください。会社又は実施郵便局は、申込者に対し、本イベントの実施状況等に関する調査・報告を求めることができ、申込者はこれに誠実に応えるものとする。
- (2) 広告審査で承認を受けたイベント内容等と異なるイベントを実施することはできません。

- (3) 本イベントについて許可なく日本郵政グループ各社が主催・共催・後援・協賛・提携等している旨の表示・説明を行うことは禁止とします(勧誘等の際の口頭での説明を含みます。また、暗喩・隠喩等、ほのめかすことも禁止とします)。
- (4) 会社の都合によることなく本イベントを開催しない場合又は郵便局広告取扱規約第10条第1項第2号から第9号に基づく解約により本イベントが開催されない場合には、申込者は、自己の負担により本イベントの告知を受けたお客さま及び本イベントに来られたお客さまへの説明・謝罪等の対応を行ってください。
- (5) 本イベントに関する設置費、撤去費、製作費、運搬費、人件費、警備費、交通費、清掃費その他一切の費用については申込者が負担するものとします。
- (6) イベントスペースでの展示を行う場合、会社及び実施郵便局並びに日本郵便株式会社(以下「会社等」といいます。)、は、展示物の滅失、毀損、盗難、紛失等について、会社等の故意又は重大過失による場合を除き、損害賠償その他一切の責任を負いません。
- (7) 会場施設等の日本郵便株式会社の建物、設備を傷つけた場合は、会社及び日本郵便株式会社は、これによって生じた損害につき、申込者に対し損害賠償を請求することのできるものとし、申込者は誠実にこれに応じるものとします。
- (8) 申込者は、イベントが健全に執り行われるよう、イベント担当者一人一人へ「郵便局イベントスペースの主な利用ルール」を手交し、遵守するよう説明します。

【事前準備・持込品等】

- (9) 当日の気象状況が急変する場合の対策については、必要に応じて申込者が行ってください。天候不順による開催日時・開催場所の変更等はできません。
- (10) 発電機等電源の持込みは禁止とします(電源の使用をご希望される場合は、実施郵便局にお申し出ください)。
- (11) 火災、爆発、傷害その他危険を生じるおそれのある物品の持込みは禁止とします。
- (12) 販売等を行う場合、つり銭は申込者が用意してください。実施郵便局で両替を行うことはできません。
- (13) 本イベントにおける商品、金銭、身の回り品(特に貴重品)その他持込品等(以下「持込品等」といいます。))は、全て申込者が自己の責任において管理してください。イベント実施場所及びその周辺での人身事故及び持込品等の盗難、破損、紛失について、会社等は損害賠償その他一切の責任を負いません。

【入局】

- (14) 本イベントの担当者は、入局時に身分を証明する社員証・名刺等と、「誓約書兼入局申請書」を実施郵便局の担当者へ提示し、「誓約書兼入局申請書」への記名又は押印による了解を得てから入局及び設置を行ってください(実施郵便局の担当者が記名又は押印した「誓約書兼入局申請書」は持ち帰り、会社より要請があった場合に速やかに提示できるよう、イベント実施日から3か月間、保管してください)。
- (15) 実施郵便局の駐車場及び実施郵便局付近の路上に車両を駐車することは原則禁止とします。また、自動車・引車等での営業はできません。
- (16) 本イベント当日の中止や遅刻等は禁止とします。やむを得ない事情により、遅刻等するおそれがある場合は、事前に実施郵便局にご連絡ください。

【スペース利用】

- (17) イベント実施場所は、第2条第2項において実施郵便局が指定したイベントスペース内の場所とし、当該枠内からはみ出さないでください(指定場所以外に物を置くこと、指定場所を出ての営業・寄引き行為等も禁止とします。来場者整理・誘導は行っていただいても構いませんが、実施郵便局の他のお客さまにご迷惑とならないよう十分にご配慮ください)。
- (18) 開催場所には必ず申込者名(主催者名)表示を掲出してください。
- (19) 本イベント開催中及び本イベント終了後は、開催場所及びその周辺の清掃を必ず行い、荷出物品等は丁寧に扱って所定の取納場所に戻し、ゴミは持ち帰って処分する等、原状の維持に努めるとともに、イベントスペースの原状回復を行ってください。実施郵便局でゴミ処理を承ることはできません。本イベントに使用した器材の撤去作業等が完了した後、実施郵便局に原状回復完了の報告をしてください。

【担当者】

- (20) 担当者全員に本条の義務を周知徹底し、当該義務を遵守させてください。
- (21) 担当者の服装は、原則スーツ等のフォーマル又はセミフォーマルなものとし、身だしなみを整えるなど、実施郵便局の他のお客さまに不快感を与えないよう心がけてください。
- (22) 担当者は、申込者名及び担当者氏名が表示された胸章を着用してください。当該表示及び胸章着用をしないで開催している場合は、ただちにイベントスペースの利用を停止させていただく場合があります。
- (23) 担当者は原則1名以上配置し、やむを得ず無人にする場合は、無人にする「時間」、「理由」、「緊急連絡先」を表示し預時間となるようにしてください。また、イベントスペースでの展示のみの場合は、「お問い合わせ先」等を表示し、郵便局への照会がなされないようにしてください。
- (24) 実施郵便局敷地内での喫煙・食事は禁止とします。

【イベント実施】

- (25) 騒音、振動、ゴミ投棄、糞尿を発生するなど実施郵便局及び周辺に迷惑となる行為は禁止とします。また、本イベントへの来場者が周辺に迷惑を及ぼさないよう必要な対策を講じてください(特に行列が実施郵便局の他のお客さまの郵便局利用を妨げたり、公道にはみ出たりすることがないようにしてください)。
- (26) 本イベントに関して来場者とのトラブル又は事故が発生した場合は、速やかに実施郵便局に報告し、自己の責任と負担において誠実にこれを解決し、会社等に一切の負担をかけないものとします。
- (27) 郵便局ロビー内での写真撮影は原則禁止とします。
- (28) 郵便局が写った写真を他で利用する場合は、郵便局広告取扱規約第24条に準じます。
- (29) 実施郵便局敷地内での火気の使用は禁止とします。
- (30) 実施郵便局敷地内での調理は原則禁止とします(調理済み食品の温め直しは可。ただし、事前に実施郵便局に相談し、了解を取り付けてください)。

【営業・販売等】

- (31) 商品等の物品販売を行う場合には、必ずお客さまに対して領収書等(購入日・商品名・領収額・申込者名・連絡先を明記した書面)を発行してください。また、配布するパンフレット類には必ず「申込者名」、「住所」、「連絡先(固定、もしくは携帯電話)」及び申込者が販売責任者である旨(「販売責任者 申込者名」など)を明記してください。
  - (32) 強引な営業・販売行為を行ってはいけません。また、イベントスペースでの募金活動・布教活動・政治活動その他の意見表明は禁止とします。
  - (33) A T M利用待ちのお客さま及びゆうちょ銀行併設局の貯金エリアでお待ちのお客さまへのお声掛けは禁止とします。郵便局のお客さまに直接個別に営業等を行う場合は、お客さまに予め申込者名を名乗り、お客さまの応諾意思を確認した上で行うものとし、拒絶された場合は絶対に営業等を行わないでください。
  - (34) 本イベント開催中又は本イベント終了後において営業・販売等を行う場合は、法令等を遵守し、お客さまに迷惑をかける又は不快な思いをさせることなく、適正に行ってください。
  - (35) 個人情報の取扱い方法については、法令等を遵守してください。郵便局のお客さまの個人情報を取得する場合は、お客さまに予め申込者名を名乗り、取得する個人情報の利用目的を説明し、お客さまの応諾意思を確認してから取得してください(「応募後は、速やかに個人情報の利用目的等を記載した書面を交付してください」。特に後日営業・販売等を行う目的(最終的に当該目的に構結する場合も同様です。))をもって取得する場合は、必ず当該目的を説明してください。
  - (36) 食品を販売する場合(試食・試飲・配布を含みます。))は、自己の責任において保健所への届出等、必要な手続を行うとともに、衛生管理を徹底してください。また、緊急時(食中毒、アレルギー、異物混入等の発生時)には、速やかにお客さま対応し会社に報告の上、自己の責任において保健所への連絡、原因調査を行う等、事態の収拾に尽力してください。なお、当該対応結果については随時会社に報告してください。
  - (37) 本イベントで販売した商品又は提供したサービスその他本イベントの内容について、お客さまから苦情等の申告があった場合は、申込者は誠意をもってお客さまに対応し、問題の解決を図ってください。また、本イベント開催後、お客さまから会社等に対し、当該商品又は提供したサービスに関するお問い合わせがあった場合、会社等から申込者に対して申告に関する連絡をすることがあります。この場合も同様に対応してください。
- 2 本条に掲げている事項は例示的列挙であり、本条に掲げられていない事項であっても、法令に違反する行為、法令に違反するおそれのある行為、第三者に迷惑や不利益を与えるおそれのある行為等は行わないでください。

【利用停止】

第5条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、会社は、申込者の意向にかかわらず、会社、指定広告代理店もしくは実施郵便局を通じ、申込者によるイベントスペースの利用をただちに停止させることができ、当該申込者による今後のイベントの開催をお断りすることのできるものとし、また、この場合には、受領済みの広告料金の返金は行わず、利用停止により申込者に損害が発生した場合でも、その内容のいかんを問わず、会社等は損害賠償その他一切の責任を負いません。

- (1) 申込書等の記載内容に虚偽があったとき、又は本規約及び郵便局広告取扱規約に違反したことが判明したとき。
- (2) 申込者が、郵便局広告取扱規約第6条第2項各号(暴力団等反社会的勢力等)に該当することが判明したとき又は暴力、脅迫手段等を問わず、会社等の担当者又は会社等の他のお客さまに何らかの危害が発生又はそのおそれを生じさせたとき、並びに会社等の担当者又は他の申込者に不当な要求をしたとき。
- (3) 申込者が、第4条各号に定める義務に違反したとき。
- (4) 申込者が、会社又は実施郵便局の注意に従わないとき。
- (5) 本イベントにおいて郵便局窓口の運営に支障があると実施郵便局が判断したとき。
- (6) 公の秩序及び風俗を乱すおそれがあると実施郵便局が判断したとき。
- (7) お客さま又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると実施郵便局が判断したとき。
- (8) 申込者が、会社が承認したイベント内容と異なる本イベントを実施し、又は実施しようとしたとき。
- (9) 申込者が、会社が承認したイベント場所と異なる場所で本イベントを実施し、又は実施しようとしたとき。
- (10) 申込者が、会社の承認を得ることなく本イベントを実施しようとしたとき。
- (11) 会社が申込者において会社が承認したイベント内容通りのイベントの実施が困難であると判断したとき。
- (12) その他前各号に準じ、本イベントの開催が不適当と認められるとき。

【規約の変更】

第6条 本規約は、申込者の同意を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づいて変更することのできるものとします。この場合、会社は、会社のホームページ上で本規約を変更する旨、変更適用日及び変更後の内容を当該変更適用日までに周知するものとし、変更適用後も申込者が本サービスの利用を継続した場合には、申込者は本規約の変更にご同意したものとみなされ、会社と申込者との間では、本規約の変更後の内容が契約内容となるものとします。

【附則】

本規約は、2020年4月1日から施行します。

## 郵便局広告に関する各種お問い合わせ先

契約・事務局

JPコミュニケーションズ株式会社 [ 平日 9:30~18:00 ]

<https://www.jp-comm.jp/>

● 広告メニュー全般 / 03-3568-8519 ● 広告審査 / 03-3568-8515 ● お申込み / 03-3568-8516